

# 訓令

## 埼玉県 訓令第一号 埼玉県収用委員会

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県 知事 大野 元裕

埼玉県収用委員会会長 久保村 康史

埼玉県収用委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県収用委員会事務局決裁規程（昭和五十二年 埼玉県 訓令第一号）  
埼玉県収用委員会

の一部を次のように改正する。

別表第一号の項事務局長専決事項の欄3中「又は登録」を削る。

別表第二号の項事務局長専決事項の欄3ハ中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同欄4中「。以下この表において「育児休業法」という。）第九条」を「第十九条」に改める。

別表第四号の項を削り、同表第三号の項事務の種類の欄中「。以下この項において「規程」という。」を削り、同項事務局長専決事項の欄9中「第二十四条」を「条例第二十五条」に改め、同欄12中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に改め、同欄13中「規程第十条」を「埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程第九条」に改め、同項を同表第四号の項とし、同表第二号の項の次に次の一項を加える。

<p>三 個人情報の保護 に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（2において「埼玉県収用委員会が処理する事務」という。）に限る。）を講ずること。</p> <p>2 法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあつせんその他必要な措置（埼玉県収用委員会が処理する事務に関するものに限る。）を講ずること。</p> <p>3 法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。</p>
---	--

- 
- 4 法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
  - 5 法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
  - 6 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。
  - 7 法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。
  - 8 法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。
  - 9 法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。
  - 10 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
  - 11 法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。
  - 12 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
  - 13 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
  - 14 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
  - 15 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
  - 16 法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
  - 17 法第八十四条の規定に基づき、通知すること。
  - 18 法第八十五条第一項の規定に基づき、
-

- 
- 又は事案の移送を受けること。
- 19 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 20 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 22 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 23 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 24 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 25 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 26 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 27 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 28 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 29 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 30 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 31 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 32 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。
-

- 
- 33 法第一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 34 法第一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 35 法第二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 36 法第三条の規定に基づき、通知すること。
- 37 法第五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 38 法第九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 39 法第十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 40 法第十四条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。
- 41 法第十四条第二項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 42 法第十四条第三項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 43 法第十五条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 44 法第十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 45 法第二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を
-

<p>解除すること。</p> <p>46 法第二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。</p> <p>47 法第二百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。</p> <p>48 法第二百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。</p> <p>49 法第二百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。</p> <p>50 法第二百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。</p> <p>51 個人情報の保護に関する法律施行条例第五条第一項又は第三項の規定に基づき、通知すること。</p>	

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。